## 第5章

## 多摩・島しょ地域の市町村における 子どもの貧困対策

- 1. 市町村が抱える課題と具体的な方策
- 2. 市町村が有する地域資源の可能性
- 3. 基礎自治体による子どもの貧困対策の方向性
- 4. 基礎自治体による具体的な子どもの貧困対策

### 第5章 多摩・島しょ地域の市町村における子どもの貧困対策

本章では、前章までに述べた市町村や現場関係者へのアンケート結果、先進事例の内容等を踏まえ、多摩・島しょ地域における子どもの貧困対策の課題や地域資源を整理し、市町村が基礎自治体として取り組む子どもの貧困対策の方向性や具体的な取組・事業について提示する。

#### 1. 市町村が抱える課題と具体的な方策

#### 1-1. 困難を抱える子どもを把握して支援につなげる必要性

#### 1-1-1. 現場における貧困の把握の難しさ

第2章の市町村アンケートの結果によると、「支援が必要な子どもを把握することが難しい」という課題が挙げられた。基礎自治体は、幼稚園や保育園、小・中学校を所管し、また、妊娠届や乳幼児健診、児童扶養手当支給等の窓口となる。子どもや保護者に最も身近な行政として貧困の把握が期待される一方で、実際の把握は容易ではない。

第3章の現場関係者アンケートの結果でも、「貧困の状況にある子どもを把握しにくい」、「行政や民間の支援につなげることが難しい」といった課題が挙げられた。これは、相対的貧困の線引きが難しいことや、子どもが恥ずかしい・仲間はずれにされたくないといった感情から身なりや持ち物を整えるため、見た目から貧困の状況が判別できないことが一因として考えられる。また、子どもや保護者がSOSを出すことが難しいことも要因として考えられる。子どもが保護者をかばう、SOSの出し方が分からないといった状況が想定される。

#### 1-1-2. 小・中学校や窓口を活用した貧困の把握の必要性

基礎自治体として、幼稚園や保育園、小・中学校といった場を活用し、また、窓口等で保護者と接する機会をとらえながら、困難な状況にある子どもや保護者を把握するための仕組みづくりが求められる。

例えば、保護者の妊娠・出産時から状況を把握し、支援を開始する仕組みとして、「あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト」(足立区)が挙げられる。

個人情報の取り扱い等に配慮しつつも、子どもや保護者の置かれた状況を早期に把握 し、切れ目なく支援できる点は基礎自治体の強みである。

### <関連する先進事例>

● ぴっかりカフェ(神奈川県立田奈高等学校)

→ P.150

● あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト(足立区)

#### 1-2. 庁内外の連携の必要性

#### 1-2-1. 庁内連携の不足

市町村アンケートの結果によると、子どもの貧困対策に関する施策・事業を実施している団体の3割(6団体)は、庁内連携が十分にできていない、としている。また、子どもの貧困対策を実施する上での課題として、「部署ごとに取組が行われており、庁内の連携・情報共有が不足している」という点が多く挙げられている。

子どもの貧困対策は、総合的な対策が必要である。子ども、教育、福祉、コミュニティ等、庁内の様々な部署に関わるため、関係各課の積極的な連携が求められる。

市町村アンケートの結果によると、庁内連携ができている団体の連携内容としては、現状では、「ケース会議での支援策の検討・実施」や、「子どもの貧困対策に関する事業の実施」等が挙げられている。しかし、全庁的な取組を推進するために「対策会議の設置」や「子どもの貧困対策に特化した部署の設置」を行っている団体は少なかった。

また、子どもの貧困対策の主管部署がない自治体は、庁内連携ができていると回答した団体はなかった。子どもの貧困対策に関わる関係各課の連携を進めるためには、全庁的な旗振り役となる主管部署を設置することも有効と考えられる。

#### 1-2-2. 庁外連携の有効性

子どもの貧困対策に関する施策・事業を実施している団体の4割以上(9団体)は、 庁外連携が十分にできていない、としている。また、庁外連携の相手方としては、子ど も家庭支援センターや民生・児童委員が多く挙げられている。一方で、高等学校や地域 活動・ボランティア、大学、企業・事業者等は少ない傾向にある。

しかし、地域活動・ボランティア、大学、企業・事業者等は、子どもの貧困対策を推進する上での有効な地域資源である。基礎自治体として力を引き出し、支援に関わってもらうための仕組みづくりを行うことが有効である。

特に、高校の中途退学予防が貧困対策として有効であることから、高校との連携は優先的に取り組む必要がある。また、事業者についても地域貢献に積極的なところが多い。自治体が間に入り地域活動への寄付を募る等、事業者が協力しやすい体制を整えることが有効と言える。併せて、学習支援や居場所づくり等に関して、大学と連携することが考えられる。次項で触れるが、学習支援事業等を実施する際、学生ボランティアの確保が難しいという課題についても、大学と連携することで、より確保しやすくなることが期待される。

#### 1-2-3. 現場関係者からの連携のニーズ

子どもに関わる現場関係者アンケートでは、貧困の状況にある子どもを把握した場合、「市役所・町村役場の担当部署と連携している」との回答は約半数にとどまり、「市町村の教育委員会と連携している」とした回答も約3割にとどまっていた。特に幼稚園

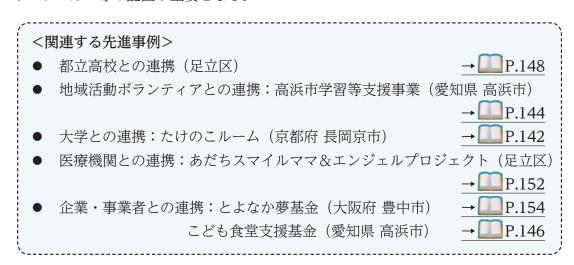
教諭・保育士・保健師や高校関係者は、市町村と連携している割合が低い傾向にある。

一方で、現場関係者が支援を行う際の有効策として、行政との連携や、行政との調整 を行うコーディネーターの配置といった連携に関わる事項が多く挙げられていた。

貧困の子どもを把握し、必要な支援につなげるためには、保育園や小・中学校、医療機関等において実際に子どもと関わる人たちがキーパーソンとなる。貧困対策を進めて行く上で、現場関係者との一層の連携が必要である。

例えば、スクールソーシャルワーカーは、学校内外の関係者を結ぶコーディネーターとして重要な存在である。現状では、複数の学校、場合によっては複数の自治体をまたいで対応している例が少なくなく、1校にかけられる時間は限界がある。また、執務室で待っているだけでは、子どもたちにとっては保健室より縁遠い存在となってしまう場合もあるため、校内を巡回して子どもたちに積極的に声かけができるような時間的余裕を持たせた配置とする等、今後の対応の拡大に期待することのできる制度である。

現場関係者アンケートでは、貧困の状況にある(と思われる)子どもを把握している割合が、中学校関係者で特に高くなっていた。中学校関係者の把握の機会を活かし、子どもたちを必要な支援につなげていくことが必要であり、そのためにもスクールソーシャルワーカー等の配置が重要となる。



#### 1-3. 支援者に対する周知・啓発の必要性

現場関係者アンケートの結果によると、医療関係者は、実際に自分の職場で貧困の状況にある(またはあると思われる)子どもを把握している割合が比較的低い傾向にある。しかし、むし歯や健康・栄養状態、予防接種の実施等、健康面に関わる事項は、貧困の状況を把握できるポイントであり、医療関係者への周知・啓発を進めて行く必要がある。

また、学校の教職員や保育士は、子どもの状況を日常的に身近で把握できる存在である。子どもの貧困の現状や具体的な支援のあり方について理解を促すため、教職員や保育士に対する研修・アドバイスも必要である。

さらに、地域住民に対しても、子どもの貧困の現状を知らせ、支援者となるよう促し

ていくことが重要である。地域住民にとっては、地域で起きている子どもの貧困は見えにくく、まだ理解されにくい状況にあると考えられる。子ども食堂や学習支援の場づくり等、各地域で取組が広がるためには、まずは地域住民の理解促進が必要である。

#### <関連する先進事例>

そだちチューター(足立区) → P.137

#### 1-4. 乳幼児期・青年期(高校生)の取組の必要性

#### 1-4-1. 乳幼児期・青年期(高校生)を対象とした対策の現状

多摩・島しょ地域の市町村においては、学齢期(小学生・中学生)を対象とした対策は比較的進んでいる。一方で、乳幼児期や青年期(高校生)を対象とした対策は少ない傾向にある。

市町村アンケートの結果によると、子どもの貧困対策に関する施策・事業を実施している団体の約9割(19団体)が、施策・事業の対象として小学生・中学生を挙げている。一方で、未就学児は15団体、高校生は12団体となっており、学齢期と比べて少ない。事業の内容としても、生活困窮世帯の子どもの学習支援が16団体で実施されている一方で、貧困の発見や早期支援の観点からの保育の充実は6団体、高校中途退学予防のための都立高校との連携は2団体にとどまっている。

また、現場関係者アンケートの結果からも、小学校・中学校関係者は、課題もあるものの、スクールソーシャルワーカー等を中心に支援が必要な子どもへの対応を行っている等、支援に取り組んでいる割合が比較的高い。一方、幼稚園教諭・保育士・保健師といった乳幼児に関わる専門職については、スクールソーシャルワーカー等を中心とした支援等に取り組んでいる割合は比較的低い。

#### 1-4-2. 乳幼児期からの早期支援の必要性

ノーベル経済学賞を受賞したジェームズ・J・ヘックマンの「幼児教育の経済学」によると、幼少期に基礎的なスキルが育たないまま思春期になると、思春期の介入は一般的に収益率が低く、一方で、幼少期に投資を集中し、思春期以降の投資でフォローアップすることで、公平性と効率性の両方を達成できる、とされている。幼少期の早い時期に対策を実施することで、成長後の対策の成果を高めることができると考えられる。

幼稚園・保育園は、小・中学校同様、貧困の状況にある子どもを把握し、早期に支援 を開始するきっかけとなる有効な場と考えられる。基礎自治体として、学齢期とあわせ て乳幼児期についても、取組を進めていく必要がある。

#### 1-4-3. 高校中途退学予防の取組の必要性

貧困に陥る大きな要因の1つとして、高校の中途退学が挙げられる。高校を中途退学すると、低学歴(中卒)となり、正規雇用の職に就き安定的な収入を得ることが難しくなる。貧困を防ぐためには、高校の中途退学を防止するための対策が求められる。

高校を中途退学する要因としては、不本意入学や、学習の遅れにより学校の授業についていけないこと等が挙げられる。中学校において、高校と連携しながら中途退学予防の取組を進めて行くことが必要である。また、中学生から継続して高校生を対象とした学習支援事業を行っていくこと等も考えられる。

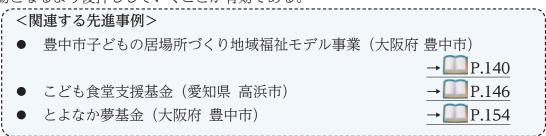
1		
ĺ	<関連する先進事例>	)
į	乳幼児期の取組	
1	● そだちチューター (足立区)	→ P.137
-	● あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト (足立区)	→ P.152
	青年期(高校生)の取組	
į	● たけのこルーム(京都府 長岡京市)	→ P.142
	● 高浜市学習等支援事業(愛知県 高浜市)	→ P.144
į	● 都立高校との連携(足立区)	→ P.148

#### 1-5. 地域や民間の取組に対する基礎自治体の関わり方

市町村アンケートの結果によると、地域や民間が行っている学習支援や子ども食堂等の取組に対して、助成や場所の提供等、自治体として支援を行っている団体は7団体にとどまっている。また、自治体域内で取り組まれている民間の活動状況については、半数以上の自治体(22団体)が把握していなかった。多摩・島しょ地域の市町村は、地域や民間の取組に対して積極的に支援をするには至っていない状況にある。

しかし、多摩・島しょ地域には、地域活動・ボランティアやNPO、大学等、子どもの貧困対策を行っていく上での地域資源が多数存在する。基礎自治体として、地域や民間の力を引き出し、子どもの貧困対策につなげていくための仕組みづくりを行っていくことが有効である。

市町村アンケートの中では、民間の取組として、食事や居場所の提供等が多く挙げられたが、取組の課題として、運営資金の調達や、団体間のつながり・情報共有の不足といった点が挙げられている。そこで、基礎自治体が事業者からの寄付の仲介役となったり、地域で取り組まれている個々の取組や地域資源をつなげることで、より効果的な活動となるよう後押ししていくことが有効である。



#### 2. 市町村が有する地域資源の可能性

#### 2-1. 大学・学生との連携

多摩地域には大学が多く所在している。大学は、子どもの貧困対策を進めていくための地域資源として大きな可能性を秘めている。まず、福祉や教育関係等を専門とする研究者や学生と連携することによって、子どもの貧困対策の方向性や具体的内容の検討、あるいは施策・事業の実行にあたって大きな力添えを得られる可能性がある。京都府長岡京市の「たけのこルーム」(P.142) は、市が包括連携を結んでいる京都府立大学に委託し、教員と学生の力を得ながら学習支援事業を実施している好事例である。また、福祉や教育関係以外にも、学生ボランティアの力によって居場所づくりや子ども食堂の運営等の事業を継続している例は多い。

学生は、いずれ大学や大学院を卒業、修了してしまうことから、継続的なボランティアを確保することが課題の1つとなるが、一方で、子どもたちと年齢的に近く、身近な目指したい姿、ロールモデルとなり得る、大変貴重な存在である。

学習支援等の事業は、大学・学生にとっても、大学の地域貢献の推進や、教員をめざす学生の経験の場になるといったメリットがあり、大学・学生からの積極的な連携が期待できる。

#### 2-2. NPOやボランティアによる取組

多摩地域では近年、フードバンクの設立が相次いでおり、子ども食堂を自主的に開設、運営するNPO団体も増えている(P.81~82参照)。こうしたNPO法人や地域活動・ボランティアが地域における子どもの貧困対策の担い手となって活躍するためには、行政の支援が有効である。

豊島区では、区の社会福祉協議会を事務局として、無料学習等、子どもの支援活動を区内で行っている団体・行政機関等が参加する「としま子ども学習支援ネットワーク(通称:とこネット)」を結成し、ボランティア説明会の合同開催等を行っている。NPO法人にとって、こうしたオフィシャルな組織は活動の後ろ盾となることから、基礎自治体が取り得る支援策の1つとして重要である。

また、行政が支援することで、地域内の企業や個人からの支援が得やすくなり、地域全体で支援を行っていく好循環を促進することができる。大阪府豊中市における「とよなか夢基金」(P.154)の取組は、基礎自治体が地域活動と企業・個人からの寄付をつなげている好事例の1つである。

<sup>79 「</sup>多摩地域データブック~多摩地域主要統計表~ 2015 (平成 27) 年版」((公財) 東京市町村自治 調査会、平成 28 月 3 月) によると、多摩地域の 30 自治体 (26 市 3 町 1 村) に対して、57 の大 学がある。

#### 2-3. 地域コミュニティの力

市町村アンケートの結果によると、島しょ地域では、「地域コミュニティが強固であり、支援が必要な子どもを把握しやすい」といった意見が多く挙げられた。子どもの貧困は、"見つけ、つなげる"ことが重要である。島しょ地域では、地域コミュニティがしっかりと構築されていることによって、地域の大人たちが困難を抱える子どもを適切な支援につなげることができていると考えられる。

地域コミュニティが強固な島しょ地域以外でも、多摩・島しょ地域は従来、地域コミュニティの取組が活発である。現状では、多摩・島しょ地域においてNPOや地域ボランティア等による子どもの貧困対策は始まったばかりである。しかし、多摩・島しょ地域が従来から持っている地域コミュニティの力を、今後の子どもの貧困対策の取組につなげていくことが期待される。

神奈川県立田奈高等学校では、「ぴっかりカフェ」(P.150)の取組をきっかけとして、地域住民との交流が始まり、生徒たちの自発的な活動が発展し、学園祭のイベントの成功に結びつけた事例がある。子どもの貧困問題では、特に子どもの自己肯定感の低さが問題として挙げられるが、学園祭等の大きなイベントに向けて地域住民の協力を得ながら準備を進め、当日のイベントをやり切ることで、生徒たちは大きな達成感を感じ、自信を深めることができたと考えられる。地域住民が、地元の学校、その児童・生徒を支援することで、子どもたちが自信を持ち、地域への信頼感を高めることが期待されることから、地域づくりを視野に入れた中長期的な取組が有効である。

また、多摩・島しょ地域は、小学校単位で少年野球チームを有する地域が多く、地域の特色といえる。通常の習い事は月謝がかかるが、地域の大人がボランティアで運営している場合の多い少年野球は、比較的安価な費用で参加することができ、週末の居場所になるとともに地域の大人との交流、スポーツを通じた自己肯定感の醸成等が期待できる。グローブやバット等は、チームを卒業した上級生が使っていた用具が引き継がれていることも多い。さらに、多くの少年野球大会は地域の企業等の後援・協賛で成り立っており、地元の基礎自治体が後援している大会もある。基礎自治体として、子どもの貧困対策に特化した地域活動を支援するだけでなく、地域コミュニティに対して子どもの健全育成に協力する意義への理解を深め、地域の企業等に協力を呼びかけていくことも重要である。このように、多摩・島しょ地域の地域資源や地域コミュニティの力を活用しながら、子どもの貧困対策を進めていくことが効果的である。

80 「住民がつくる自立した地域コミュニティの形成に関する調査研究」((公財) 東京市町村自治調査会、平成28年3月) によると、多摩・島しょ地域の市町村のうち、8割が地域コミュニティは「ある程度」以上活発と認識している。また、多摩・島しょ地域に居住する住民のうち、テーマ型住民組織へ現在参加・加入している人は約1割、ゆるやかなつながり(組織化されていない地域住民同士の関わり)を持っている人は約5割となっている(多摩・島しょ地域在住者1,500名を対象に調査)。

#### 3. 基礎自治体による子どもの貧困対策の方向性

#### 3-1. 子どもの貧困対策の目的

前述のとおり、等価可処分所得の中央値の半分以下の子どもの割合が相対的貧困とされ、現在、6人に1人の子どもが相対的貧困の状況にあると言われている(P.16参照)。

この相対的貧困は理解されにくく、子どもの貧困の問題が報道等で取り上げられると様々な反応や意見があり、貧困や貧困対策について社会全体の合意を形成するのは難しい現状がある。子どもの貧困対策に対する世論の考えは様々であり、「子どもには何の罪もない」、「後押しをしたい」といった肯定的な意見もあれば、「家庭の問題であり保護者の責任である」、「本人の頑張り次第」といった意見があることも事実である。

第3章の現場関係者アンケートの結果でも、「周りが気付き、手を差し伸べていかないといけないと思う反面、貧困ながらもやりくりして頑張っている家庭もあり、難しいと思う場合がある」、「生活保護を受けている人がブランドバッグを持っていたりするので、貧困をお金で解決できると思えない」等、様々な意見が寄せられた。

子どもの貧困に対する社会全体の合意を形成することが難しい現状がある中で、子どもの貧困対策を、基礎自治体の行政課題としてどう位置付け、対策を進めていくのが効果的か、その視点を下記に示す。

#### 3-1-1. 「子どもらしい」スタートを可能にする基盤づくり

現在、国民生活基礎調査から算出した貧困ライン(平成25年国民生活基礎調査によると、年間122万円の所得)に満たない子どもたちが相対的貧困の状況にある。この相対的貧困の子どもたちの中には、外見や持ち物、一見した暮らしぶり等からは、貧困の状況がわからない子どもも多い。また、恥ずかしがったり、保護者をかばったりといったことから、困難な状況を他人に打ち明けることができずに一人で抱えてしまう子どももいる。

しかし、相対的貧困の状況にある子どもたちは、個人差はあるものの、現実的には、

- 経済的な理由や学習に集中できる環境がないこと等から、貧困ではない子ども たちができるような学習・進路の選択ができない
- 保護者に金銭的・時間的余裕がないことが多く、家庭でバランスのよい食事が とれなかったり、子どもだけで食事をとっている
- 素の自分を見せられる場・受け入れてもらえる場が、学校や家庭にない といった状況に直面している。

このような状況は、子ども本人に責任はない。貧困は社会背景や家庭環境等、多様な 要因の中で規定されるものである。

また、相対的貧困の「相対的」の意味は社会状況により異なる。例えば、携帯電話やスマートフォンは、一見、高価なものに思われるが、昨今では、学校に関する情報のやり取りが、電話による連絡網ではなくメールでされることも多いため、携帯電話やスマ

ートフォンの所有が必要不可欠な場合がある。また、一昔前であれば、大学に進学せずに高卒で働く場合も多かったが、現代社会では、大学に進学しない高校生の方が少なく、 就職の際にも大学卒業を条件とされる場合が多い。大学への進学は、一昔前と現代とで はその意味合いや生活に与える影響が異なる。

子どもたちが希望と意欲を持って自分の人生を歩んでいくためには、すべての子どもたちが成育環境に左右されずにスタートラインに立てること、すなわち、勉強したいと望めば勉強できる環境があり、温かい食事をみんなで囲み、自分に向き合ってくれる大人がそばにいること等が必要である。

基礎自治体としては、見えにくい貧困の子どもたちも含めて把握し、極度の無理や困難を強いられない、いわば「子どもらしい」スタートを可能にする基盤を整えていくことが必要である。

#### 3-1-2. 地域コミュニティへの効果

子どもの貧困対策は、貧困状況にある子どもの危機的状況を救うことだけにとどまらない。青少年の健全育成や住民の助け合いの醸成等、地域づくりやコミュニティの活性化にもつながる。市町村アンケートの中でも、その点を見据えて子どもの貧困対策に取り組む市町村が見受けられた(P.67参照)。

子どもの貧困対策は、子どもの学力向上や健康の維持、治安の改善等の効果が期待でき、子どもが健やかに成長できる地域づくりにつなげることができる。

また、子どもの支援に地域が力を発揮することで、子どもとともに地域も育っていくことが期待できる。地域の人々が子どもへの支援に向けて集まり、協力し合うことによって、地域の関係性が育まれ、また、子ども食堂や居場所づくりの取組は、地域の高齢者等の活躍の場となり、地域の活力をうみ出すことができる。長期的には、支援を受けた子どもが、地域の大人に支えてもらった経験をもとに、将来大人になった時に、今度は地域の担い手となり、次世代の子どもの味方として活躍してくれることも期待できる。

子どもの貧困対策が地域づくりの効果をもたらすことで、住民にとっては住み続けたいまちに、そして地域外の人からも住みたいまち、住まうために選びたいまちになっていくことが期待できる。

#### 3-1-3. 少子高齢社会対策

子どもの貧困対策は、長期的に見れば、保護者から子どもへの貧困の連鎖を断つことで、将来の経済損失や、生活保護費・医療費等の社会的コストの削減が期待できる。

愛知県 高浜市では、生活困窮世帯を対象とした学習支援事業に通う子どもが、将来 生活保護を受給することを防ぐことで、年間300万円/人の財政効果が継続すると推 定している(P.144参照)。

また、子どもの貧困を放置すれば、税や社会保障の純負担額といった社会的損失は約1.1兆円に及び、一方で、何らかの対策が行われれば、合計所得が2.9兆円増の25.5兆

円に増えるという試算も出ている(P.28参照)。

しかし、市町村アンケートの結果によると、子どもの貧困対策を実施する理由として、子どもの貧困の影響が経済損失や社会的コストの増加をもたらすことを挙げた団体は、回答団体26のうち半数の13団体にとどまり(P.67参照)、経済損失や社会的コストの削減という観点を持ちながら、子どもの貧困対策を進めている団体は少ない現状がある。

子どもは今後の高齢社会の担い手である。今後、ますます高齢化が進み、年金保険給付費や高齢者医療給付費等が増えていく中で、子どもの成長・進学・就労を支援し、納税者や労働力として社会を支える人材を育てていく子どもの貧困対策は、究極的には高齢社会対策としての効果も期待できる。

基礎自治体として子どもの貧困対策に取り組むにあたっては、子どもの貧困の問題を本人や家庭だけの問題ととらえず、地域づくりや社会的コストの削減等の観点から、社会全体の問題としてもとらえていくことが必要である。

#### 3-2. 子どもの貧困対策を推進する上での観点

#### 3-2-1. 子どもたちの成長を支えるための共助・公助の取組の必要性

経済的な困窮は、他者とのつながりや体験の積み重ねが不足するといった状況を引き起こす。その結果、将来への希望や自己肯定感が奪われてしまうことが多い。第3章の現場関係者アンケートの結果でも、「周囲を気にしすぎる子ども、気にしなさすぎる子どもなど、情緒が年齢相応と感じない」等、情緒面や精神的な部分から貧困の状況を感じるとの回答がみられた。

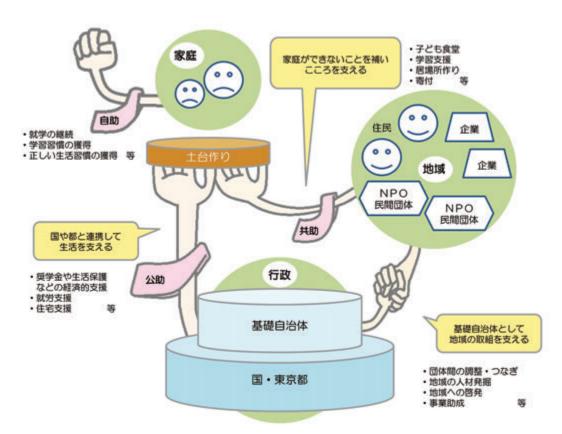
困難な状況に直面した時に、それらに対処していくのは、最終的には子どもたち自身である【自助】。困難な状況をなんとか乗り越え、未来を切り拓いていけるための力や自信を、子どもたちの中に培っていくこと、子どもたちの成長を助ける土台作りが、子どもの貧困対策として必要である。

子どもたちの力や自信は、他者との関係性やつながりの中で育まれる。支援制度をいくら設けても、それだけでは難しい。そこで、地域の大人たちによる支援が効果的である【共助】。地域の大人たちが自分に向き合ってくれることで安心感を取り戻し、地域の大人達との関わりの中で育まれる小さな成功体験や自己肯定感の積み重ねが子どもたちの自信につながっていく。また、地域の大人たちとの何気ない会話の中で日常生活に必要なことも身についていくものである。

また、子どもだけではなく、保護者にとっても地域からの支援は重要である。貧困家庭の保護者は、保護者自身も子ども時代に不適切に養育され、子育てのための基本的な知識が不足している場合が多い。その部分を個人の事情に応じてきめ細やかに支えていけるのは地域の取組である。孤立しがちな貧困世帯に対して、地域のつながりをもとに支援情報を届けることもできる。

基礎自治体は、地域に一番身近な行政として、地域の力を引き出し、地域の活動や資

源を対策につなげていくためのコーディネート役を積極的に担うことが必要である【公助】。具体的には、例えば、日常生活に困難を抱えている子どもが地域には大勢いることを知ってもらい、支援に関わる人材を発掘するため、子どもの貧困に関する普及・啓発の機会を地域住民に提供するといった取組が挙げられる。

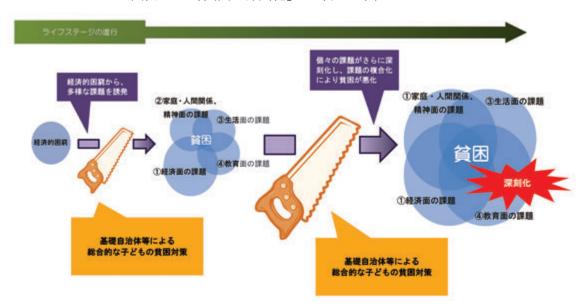


図表110 【自助】と【共助】【公助】による支援のイメージ

#### 3-2-2. 多面的・複合的な課題に対する総合的な対策の必要性

子どもの貧困は、保護者の成育歴や経済・就労状況が子どもに受け継がれてしまう「貧困の連鎖」や、貧困の状態が次のライフステージの貧困の背景・要因となり、ライフステージが進むにつれて貧困が複合的に積み重なっていく「貧困の深刻化」をもたらす(P.37参照)。子どもの貧困を解決するためには、この「貧困の連鎖」や「貧困の深刻化」を断つための対策が求められる。

また、子どもの貧困の課題は、経済面にとどまらない。第1章で述べたように、経済面以外にも、家庭・人間関係、精神面、生活面、教育面の課題をあわせもつ(P.33参照)。経済面の課題を即座に解決することは難しく、経済面の課題の解決をめざすだけでは、子どもの貧困の抜本的な解決とはならない。子どもの貧困の多面的・複合的な課題を見据えながら、子ども、福祉、教育、健康、コミュニティ等、様々な施策分野が連携し、総合的に取組を行うことが必要である。



図表111 「貧困の深刻化」に対する対策のイメージ

#### 4. 基礎自治体による具体的な子どもの貧困対策

#### 4-1. 子どもの貧困対策の具体的な取組・事業

多摩・島しょ地域の市町村が、基礎自治体として取り組むことが効果的な子どもの貧困対策を具体的に整理する。

#### 4-1-1. 基礎自治体として特に注目すべきライフステージ別の課題と対策

本調査研究では、多面的・複合的な子どもの貧困の課題を、「①経済面の課題」「②家庭・人間関係、精神面の課題」「③生活面の課題」「④教育面の課題」の4つに大きく分類した。

図表112 本調査研究における子どもの貧困の分類(再掲

本調査研究での分類	分類の概要	
①経済面の課題	経済的・物質的困窮、就労等	
②家庭・人間関係、精神面の課題	家庭や地域とのつながり、自己肯定感等	
③生活面の課題	生活習慣、食生活、健康等	
④教育面の課題	学力、学習習慣、不登校、進学意欲等	

その中でも、第1章のP.34で述べたように、基礎自治体が対策を行っていく上で、特に注目すべきライフステージ別の課題が挙げられる。それらの課題ごとに、基礎自治体が取り組む対策の方向性を、次ページの表のとおり整理した。それぞれの方向性の内容や具体的な取組・事業例については、4-1-3 (P.175~195) で詳述する。

図表113 基礎自治体として特に注目すべきライフステージ別の課題と対策の方向性

		石(本) して付に任日 9 へ		01
	フステージ	特に注目すべき課題	対策の分野	・方向性
世帯		①経済面の課題	(3)経済	
			生活基盤に対す	トる支援 ニューニー
保護者		①経済面の課題	(3)経済	
			就労等に対する	5支援
		②家庭・人間関係、	(2)健康・生活	
		精神面の課題	貧困のリスクカ	『高い家庭の早期発
		③生活面の課題	見・支援	
	妊娠·	②家庭・人間関係、	(2)健康・生活	
	出産期	精神面の課題	貧困のリスクか	『高い家庭(妊娠・
		③生活面の課題	出産期)の早期	用発見・支援
孚	 L幼児期	①経済面の課題	(3)経済	
			教育費に対する	る支援
		②家庭・人間関係、	(1)教育	
		精神面の課題	就学前教育にお	おける対策
		④教育面の課題		
		③生活面の課題	(2)健康・生活	
			貧困のリスクカ	「高い子どもの早期」
			発見・支援/負	ま事に関する支援
学	之 幹期	①経済面の課題	(3)経済	
			教育費に対する	る支援
		②家庭・人間関係、	(2)健康・生活	
		精神面の課題	つながり・自己	門肯定感の醸成
		③生活面の課題	(2)健康・生活	
		O HILM FINE	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	<sup>が</sup> 高い子どもの早期
				ま事に関する支援
			(1)教育	
		(1) 1) m (1) m (2)	( ) 4)	E着に向けた取組/
				・フォームとした支援
 	 骨年期	①経済面の課題	(3)経済	
1 1 1	高校生・	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	教育費に対する	5支援/
-	上会人(~18		就労等に対する	
1 1	支)】		(2)健康・生活	
		精神面の課題	つながり・自己	門肯定感の醸成
		4教育面の課題	(1)教育	
			高校中途退学	多防
青年期	1	①経済面の課題	(3)経済	17.4
【大学生			教育費に対する	5支援
青年期	<del>_</del>	①経済面の課題	(3)経済	- / - // // // // // // // // // // // /
			就労等に対する	5支援
11111	· (10/4)// /1		1) T (C V 1 ) . c	V <b>→</b> 1/X

<sup>81</sup> 4-1-3 (P.175 ~ P.195) で整理している、(1) 教育、(2) 健康・生活、(3) 経済の3つの分野と、各分野における対策の方向性を指す。

#### 4-1-2. 対策の局面の観点

前述した子どもの貧困対策の各方向性は、「つなげる」「生活の基礎を支える」「連鎖を断つ」の3つの局面で整理することができる。

図表114 対策の局面の定義

対策の局面	定義
つなげる	貧困の状況にあり支援が必要な子ども・保護者、また、貧困に陥るリスクの高い子ども・保護者を把握し、関係者の連携のもと早期支援につなげるための取組
生活の基礎を 支える	現在貧困にさらされている子どもや家庭に対する、緊急性を伴う支援。経済支援や食料支援等
連鎖を断つ	子どもの成長・進学・就職や、社会全体の損失等、中長期的な影響を 考慮した取組。子どもの学習支援や生活支援等

3つの対策の局面のうち、「つなげる」「生活の基礎を支える」に該当する取組については、比較的成果が見えやすいが、何世代にもわたって貧困状態にある場合は「連鎖を断つ」ことが非常に難しい。また、「連鎖を断つ」ための対策は、中長期的にみた経済損失を減少することにつながり、数年単位では成果が見えにくいが、将来にわたって非常に重要な局面となる。

#### 4-1-3. 具体的な取組・事業例

4-1-1 (P.172~173) で挙げた方向性に基づいて、基礎自治体による子どもの貧困対策の具体的な取組・事業例を(1)教育、(2)健康・生活、(3)経済という3つの分野で整理する。また、あわせて、4-1-2 (P.174) で挙げた対策の局面を示す。

なお、取組・事業例は、本調査研究において把握できた事業例や有効策を参考として 提示している。

また、子どもの貧困対策そのものを第一義的な目的とした取組だけでなく、他の施策目的のために実施している既存の取組の中で、子どもの貧困対策に関連があるものも挙げている。

#### (1)教育

教育分野では、次のような取組・事業例を挙げることができる。

教育分野の取組・事業例は、主に乳幼児期から青年期(高校生・社会人)を対象とし、「つなげる」「連鎖を断つ」局面における対策が多く挙げられる。

ライフステージ 具体的な取組・事業 世帯 保護者 妊娠・ 出産期 乳幼児期 <就学前教育における対策> つなげる 就学前教育の充実 → P.176 学船期 〈学力の向上と定着に向けた取組〉 生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援 学校教育における取組 → P.177 <学校をプラットフォームとした支援> つなげる ■貧困の状況にある子どもの把握・支援 ■スクールソーシャルワーカーの配置・拡充 → P.178 青年期 <高校中途退学予防> 連鎖を断つ 【高校生・ 高校との連携 社会人 → P.180 (~18歳)】 生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援 青年期 【大学生等】 青年期 【社会人(18歳~)】

図表115 具体的な取組・事業例【教育】

凡例 <>:対策の方向性 : 方向性ごとの取組

#### <就学前教育における対策>

対象:乳幼児期

#### 対策の意義

就学前の乳幼児期は、社会性や他者への信頼感、コミュニケーション能力等の基礎が形成される時期である。諸外国の先行研究等では、非認知能力の基礎の習得が、その後の学習習慣や学力に影響を与えるため、就学前の対策が重要とされている。

貧困の連鎖を断つためには、就学前教育の質的向上を図り、就学前の 段階から、貧困世帯の子どもに対して早期支援・早期介入を行っていく 必要がある。

#### 関連する 取組・事業 例

#### 就学前教育の充実

○「そだちチューター」(足立区) → P.137

臨床心理士の資格を持つ「そだちチューター」が、各保育園を巡回し、現場の保育関係者に、発達に課題のある子どもへの接し方等についてアドバイスを行う。発達の課題によって貧困の状況に陥るリスクが高いため、保育関係者が専門的知識や多角的な支援方法を学ぶことで、子どもの課題を早期に発見し、適切な対応につなげる。

#### ●保育園・幼稚園関係者への研修

貧困の状況にある子ども・保護者の早期発見・支援を行うためには、子どもと保護者に一番身近なところで接する保育士や幼稚園教諭等の役割が重要となる。例えば、送り迎えの際の保護者の様子や変化が、貧困の状況の気付きのきっかけとなることもある。保育園・幼稚園を貧困対策の場として捉え、保育士や幼稚園教諭等の意識や対応力を上げていくため、子どもの貧困の現状や背景、必要な対応等について周知・啓発を行っていく必要がある。

#### <学力の向上と定着に向けた取組>

対象:学齢期

#### 対策の意義

貧困状況にある子どもは、保護者がダブルワーク等で多忙なため、勉強を見てもらえない、家事や兄弟の世話をしなければいけないといった状況にあり、家庭での学習習慣が身につきにくい。その結果、基礎学力が定着せず、学校の授業についていけなくなる場合も多い。

対策として、学習習慣の定着や学習意欲の向上、学習の遅れに対するフォローを行っていく必要がある。また、あわせて学校教育において学力定着に向けた取組を着実に行っていく必要がある。

#### 関連する 取組・事業 例

#### ■生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援

○学習支援事業「たけのこルーム」(京都府 長岡京市)

→ P.142

連携協力包括協定を結んでいる大学に事業委託し、大学生ボランティアによるマンツーマンの学習支援を実施している。

- ○「高浜市学習等支援事業」(愛知県 高浜市) → P.144 小学校高学年から高校生まで幅広い年齢層を対象に、子どもの成長段階に応じた切れ目ない学習支援を行っている。
- 「ひとり親家庭の子どもの生活力向上事業~なんでもチャレンジ~」 (八王子市)  $\rightarrow$  P.138

児童館において、小学校高学年を対象に、学習支援とあわせて生 活体験事業を実施し、学習に向かう意欲の向上を図っている。

○「学習支援コーディネーター」の配置(調布市) 市社協に委託し、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業を 実施している。元中学校の教員が社協の「学習支援コーディネー ター」となり、学習支援に来る子どもの学習状況や様子を学校に 情報提供し、学校と共有している。

#### ■学校教育における取組

家庭の経済力に関わらず、すべての子どもたちに学力を保障するため、日常の授業や放課後の補習等において学力の定着を着実に 図っていく。

#### <学校をプラットフォームとした支援>

対象:学齢期

#### 対策の意義

小・中学校はすべての子どもにアプローチすることができる。小・中学校を所管する基礎自治体として、小・中学校において、貧困の状況にある子どもを把握し、関係機関と連携しながら必要な支援につなげていくことが有効である。

#### 関連する 取組・事業 例

#### ■貧困の状況にある子どもの把握・支援

- ○「ぴっかりカフェ」(神奈川県立田奈高等学校) → P.150
   学校図書館に子どもが自由に出入りできるカフェ・居場所を設け、カフェの中で交わされる日常の何気ない会話から子どもの状況を 把握し、必要な支援へとつなげている。学校と地域のNPOが連携しながら実施している。
- ○「フードバンクこども支援プロジェクト」

(NPO法人フードバンク山梨)

給食のない夏休みと冬休み期間中に、子どものいる生活困窮世帯 に対して集中的に食品を提供している。

食品の提供にあたっては、支援が必要な子どもを把握し確実に届けるため、学校と連携し、学校を通じて申請書を手渡ししている。

#### ●学校関係者への研修

貧困は子どもの様々な問題行動として現れる。その1つに不登校 が挙げられる。保護者が朝早く仕事に出掛けてしまうため起こし てもらえない、友達が持っているものを持っていないため仲間外 れにされる、勉強が分からないと学校がつまらないといった事情 が、不登校という問題行動として現れる場合がある。

子どもの問題行動から貧困の状況を把握し、組織的に対応していくため、子どもに日常的に接する教員等の学校関係者に対して、子どもの貧困の現状や背景、必要な対応等について研修を行い、周知・啓発を図る必要がある。

#### ■スクールソーシャルワーカーの配置・拡充

#### ●スクールソーシャルワーカーの役割

学校は、子どもの宿題や提出物の状況、持ち物、不登校等の様子をもとに、身近に子どもの状況を把握することができる。スクールソーシャルワーカーが、学校での様子の背後にある貧困等の課題を掘り起こし、必要な支援につなげることが求められる。

支援を行っていく上では、子どもに加えて、保護者への対応も必要である。保護者は、学校に相談することにハードルの高さを感じている場合も多く、スクールソーシャルワーカーが保護者から

#### <学校をプラットフォームとした支援>

対象:学齢期

の相談を受け、教員と保護者の橋渡し役となる等、保護者が相談 しやすい環境づくりを行うことも、スクールソーシャルワーカー の役割として重要である。

#### ●学校と地域との連携

貧困の課題を抱える児童・生徒に対して、学校だけで対応することは難しく、地域と連携しながら支援していく必要がある。学校と地域が連携する上で、スクールソーシャルワーカーには、双方の橋渡し役を担うことが期待される。

子どもたちが地域とつながり、学校以外の居場所を見つける等、 子どもにとっての最善策を見つけるため、スクールソーシャルワーカーを中心に、学校と地域が情報を共有し、同じ方向性を持ったうえで、子どもに接することが必要である。

#### ○専門スタッフの配置・充実 (横浜市)

横浜市では、スクールソーシャルワーカーの専門性向上を図るため、「統括スクールソーシャルワーカー」を配置している。

また、スクールソーシャルワーカーの配置に加えて、子どもの諸 課題に対応するため、学校内の中心的役割と地域連携の窓口を担 う「児童支援専任教諭」「生徒指導専任教諭」を、すべての市立小・ 中学校に配置している。また、中学校と同一学区の小学校に、同 じカウンセラーを配置する「小中一貫型カウンセラー」を拡充し、 子どもの諸課題に対応している。

#### <高校中途退学予防>

対象:青年期【高校生】

対策の意義

家庭が貧困状況にある場合、早い時期に親から経済的自立を求められ たり、基礎学力が身についておらず、授業についていけないこと等から、 高校を中途退学する場合がある。高校を中途退学すると、正規雇用の職 に就くことが難しくなり、また、生活保護受給者についても中卒が多い。 そのため、高校と連携する等して、高校中途退学者の発生を防ぐこと が、貧困の連鎖を断つために重要となる。

関連する 取組・事業

#### ■高校との連携

- ○<u>都立高校と連携した高校中途退学</u>予防(足立区)→ P.148 不本意入学等、進路決定におけるミスマッチを防ぐため、区教育 委員会が「高校中途退学に関わる中学校・高等学校連絡協議会」 を設置し、区内の都立高校と情報共有等を行っている。また、高 校からのプレゼンテーションや、区役所庁舎において高校紹介の パネル展示を行い、中学校の教員等に対して高校に関する情報を 提供している。
- ○「こども貧困対策会議」の開催(愛知県 高浜市)

→ P.147

市の子どもの貧困対策に関する会議に、市内の県立高校の校長に 参加を依頼し、市の子どもの貧困対策の方向性を共有している。

#### 生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援

- → P.144 ○「高浜市学習等支援事業」(愛知県 高浜市) 高校中退予防を重視し、対象者を高校生までに拡大し、中学生で の学習支援の効果を継続させている。
- ○学習支援事業「たけのこルーム」(京都府 長岡京市)

→ P.142

高校生の学習環境を確保し学力の向上を図るため、事業の対象を 高校生までとし、中学生から引き続き、学習支援を行っている。

#### (2)健康・生活

健康・生活分野では、次のような取組・事業例を挙げることができる。

健康・生活分野の取組・事業例は、主に乳幼児期から青年期(高校生世代)までの子どもおよび保護者を対象とし、「つなげる」「連鎖を断つ」局面における対策が多く挙げられる。

ライフステージ 具体的な取組・事業 世帯 保護者 **<貧困のリクスが高い家庭の** 早期発見・支援> つなげる 連鎖を断つ 相談体制の強化 地域における交流の促進 → P.182 子育ての知識・経験の習得への支援 妊娠· <貧困のリスクが高い家庭 つなげる 連鎖を断つ 出産期 (妊娠・出産期)の早期発見・支援> 妊娠期から産後までの切れ目のない → P.184 支援 ■地域における交流の促進 乳幼児期 <食事に関する支援> <貧困のリスクが高い 子どもの早期発見・支援> ■必要な栄養摂取に向けた取組 保護者の食に関する知識の習得 歯科検診の強化 に対する支援 食体験の不足を補うための取組 学齢期 連鎖を断つ つなげる 生活の基礎を支える 連鎖を断つ → P.185 → P.186 <つながり・自己肯定感の醸成> ■地域の居場所・体験の場づくり 青年期 ロールモデルとの交流 → P.189 【高校生・ つなげる 連鎖を断つ 社会人 (~18歳)】 青年期 【大学生等】 青年期 【社会人(18歳~)】

図表116 具体的な取組・事業例【健康・生活】

凡例 <>:対策の方向性 : 方向性ごとの取組

#### <貧凩のリスクが高い家庭の早期発見・支援>「対象:保護者

#### 対策の意義

貧困状況にある家庭は、地域社会から孤立し、必要な支援が届かない 場合が多い。また、保護者が困難な状況を一人で抱えてしまい、孤独感 やストレスを溜め込んでしまうことも多い。そのことが最悪の場合、子 どもへの虐待やネグレクトとして現れてしまうことがある。

生活困難世帯の保護者に相談相手がいない場合は、相談相手がいる場 合よりも、子どもに健康問題が現れる可能性が高くなるという調査結果 も出ている。

貧困を深刻化させないためには、保護者への相談体制を強化したり、 地域とのつながりを育むことが重要となる。

#### 関連する 取組・事業 例

#### 相談体制の強化

#### ●各窓口での保護者へのアプローチ

保護者が自治体と接点を持つ場の1つに、生活困窮者自立支援の 相談窓口や、生活保護・児童扶養手当・就学援助等の申請時の窓 口が挙げられる。保護者が相談・申請に来た機会をとらえ、保護 者の気持ちに配慮しながら、家庭の状況等についてきめ細かに話 を聞くことで、課題を把握し、支援につなげることが期待される。 また、足立区では、「つなぐ」シートを活用し、相談窓口相互で相 談者の情報を共有しながら、必要な支援へとつなげている。

#### ■地域における交流の促進

○「ひとり親家庭サロン」(足立区)

ひとり親同士が集まれる居場所を設けて、就業、生活、子育て等 に関する悩み相談や情報交換を行い、仲間づくりや孤独感の解消 を図っている。当事者同士が交流を行うことで、支援される側だ けでなく、これまでの経験を話したり紹介したりといった支援す る側となり、精神的な安定につなげている。

○「ホームスタート事業」(豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク )

→ P.156

研修を受けた地域の子育て経験者が未就学児がいる家庭を定期的 に訪問し、「傾聴」(気持ちを受け止めながら話を聴く)や「協働」 (育児家事や外出を一緒にする)等の活動を行っている。

#### <貧困のリスクが高い家庭の早期発見・支援> | 対象:保護者

#### ■子育ての知識・経験の習得への支援

貧困の状況にある保護者の中には、自分自身が貧困家庭の出身であったり、若くして親になったために、子育ての知識が不足している場合がある。保護者への支援として、就労支援等とあわせて、子育ての知識・経験の習得を支えるための支援が求められる。例えば、保護者が子どもと一緒に地域の子ども食堂等に参加し、地域のボランティアと一緒に食事の準備をしたり、大人同士で交流をしたりすることで、子育ての知識や経験を少しずつ習得することが期待できる。

#### <貧困のリスクが高い家庭(妊娠・出産期)の | 対象:保護者(妊娠・出産期) 早期発見・支援>

対策の意義

貧困を深刻化させないためには、保護者の妊娠・出産期という早期の 段階から支援を開始することが必要である。また、行政の関わりが空白 になりがちな出産後から就学前までを切れ目なく見守り、支援を継続し ていくことが求められる。

#### 関連する 取組・事業 例

#### 妊娠期から産後までの切れ目のない支援

○「あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト」(足立区) → P.152

妊娠届出書を活用して支援を必要とする世帯を把握し、支援が必 要と判断した場合は「母子保健コーディネーター」が個別の支 援計画を作成し、個々人に応じたきめ細かな支援を実施している。 また、医師会や医療機関とも連携し、妊婦が医療機関を受診した 際の貧困の把握にも努めている。

○「世田谷版ネウボラ」(世田谷区)

保健師、母子保健コーディネーター、子育て応援相談員から構成 される「ネウボラ・チーム」がすべての妊婦を対象に面接し、医 療や地域と連携しながら、就学前までの家庭を切れ目なく支えて いる。

●新生児訪問の際の見守り・相談の強化

新生児訪問は、各自治体で産後1回実施することとなっている。 新生児訪問の際に、保護者の生活の状況にまできめ細かに目を配 り、貧困の早期把握に努めることが期待される。

#### ■地域における交流の促進

●妊婦同士の交流の場の提供

貧困の状況にある妊婦は、妊娠前から地域とのつながりが希薄で ある場合が多い。また、同じ妊娠中の女性と交流する機会も少な いと考えられる。一方で、妊娠中の体調や産後に対する不安等、 妊娠中の女性ならではの悩みも多い。そこで、自治体の母親学級 等を通して、妊娠中の女性同士が交流をもち、情報共有や悩みの 解決が図れるよう促していくことが有効である。

#### <貧凩のリスクが高い子どもの早期発見・支援> |対象:乳幼児期・学齢期

#### 対策の意義

貧困の状況にある子どもは、身なりや持ち物等の見た目から必ずしも 把握できず、また周囲にSOSを出せないことも多い。そのため、保育園 や小・中学校といった場を活用して、子どもたちに積極的にアウトリー チしながら、困難な状況を把握する必要がある。

#### 関連する 取組・事業 例

#### 歯科健診の強化

歯科健診を通して、むし歯が治療できておらず、歯みがき等の基本 的な生活習慣が身についていない子どもたちを把握することが、貧 困の把握につながる可能性がある。

足立区が実施した「子どもの健康・生活実態調査」では、貧困家庭 はそうでない家庭に比べて、むし歯のある子どもの割合が約2倍と なる等、貧困とむし歯の相関関係が指摘されている。区では、区内 の全ての4歳児から中学3年生までを対象に、毎年歯科健診を行い、 むし歯の早期発見、早期治療勧奨を進めている。

- ※ <貧困のリスクが高い子どもの早期発見・支援>の取組として、 上記以外に、以下の取組が挙げられる
  - 保育園における取組
    - (1)教育 <就学前教育における対策> (P.176参照)
  - 小・中学校における取組
    - (1)教育 <学校をプラットフォームとした支援> (P.178参照)

#### <食事に関する支援>

対象: 乳幼児期·学齢期

#### 対策の意義

貧困家庭の子どもの食事は、食品数の少なさや主食中心等により栄養に偏りが見られる。また、朝食を毎日食べない子どもも多い。必要な栄養の摂取や食習慣の定着のために、食事に関する支援を行うことが必要である。

また、貧困家庭の保護者はダブルワーク等で多忙であり、家庭内で行うことが難しい共食や食体験の場を設けることも重要である。

#### 関連する 取組・事業 例

#### ■必要な栄養摂取に向けた取組

#### ●学校給食の充実

貧困家庭の子どもの食生活の課題(主食中心、栄養素不足等)は、特に、給食がない休日にあらわれる傾向があり、必要な栄養の摂取を給食に頼っている傾向が見られる。また、給食は、家庭で身につかない食事マナー等を身につけたり、主食・主菜・副菜というバランスのとれた食事を経験する食育の場としても有効である。学校給食の提供にあたっては、子どもの貧困対策としての側面も見据えていくことが重要である。

#### ●フードバンク

金銭的な事情から食料を購入できない貧困家庭への緊急的な支援 として、地域のNPO等が実施するフードバンクによる食料提供 が有効である。

基礎自治体としては、食料提供を必要としている家庭に確実に支援が届くように、小・中学校を通して案内を渡す等の活動支援を行うことが有効である。

#### 保護者の食に関する知識の習得に対する支援

貧困家庭の子どもの食生活の課題をもたらしている要因の1つに、保護者の食に関する知識が不足していることが挙げられる。若くして親になったり、保護者自身の幼少期の食体験等から、基本的な調理技術や栄養バランスに関する知識等が不足している場合がある。しかし、保護者は子どもの食生活に関心がないわけではなく、金銭的に余裕がなく、調理に手間をかける時間的余裕もないなかで、どうしたらよいか分からないという場合が多い。そのような保護者に対して、食に関する知識が習得できるよう支援を行っていく必要がある。

例えば、保護者が子どもと一緒に子ども食堂に参加し、地域の人たちと一緒に調理をすることで、調理技術や栄養バランス等について学んでいくことが有効である。

#### <食事に関する支援>

対象: 乳幼児期·学齢期

#### ■食体験の不足を補うための取組

家庭の中で、調理やバランスの良い食事、みんなで食卓を囲む楽しさ等、食に関する体験が乏しいと、将来的にもそれが当たり前となってくる。その結果、子ども自身が親になった時に、その子どもにきちんとした食事を食べさせることが難しくなるという連鎖が生じてしまう。また、栄養バランスの悪い食事をとり続けることにより、生活習慣病等の健康問題につながるリスクも高くなる。そのため、子どもの食体験を充実させるための取組が求められる。

#### ●食育事業の推進

保育園や小・中学校等において食育事業を推進することで、子どもが食の大切さや健康について考え、自分で食を選択し、調理できるような力を育てることが求められる。

子どもが学校全体で決められた日にちに、自分のお弁当を作る「お 弁当の日」の取組等は、子ども自身が食材の選び方・調理方法等 を習得することができるため有効である。

また、経済状況を考慮し、価格が安く、調理が簡単で、栄養価の 高い食材(たまご、納豆、ツナ缶、もやし等)を使った調理実習 講座を小学生以上の子ども等に対して行うことも有効である。

#### ●子ども食堂

子ども食堂は、みんなで食卓を囲み、大人が手間をかけて調理してくれたあたたかな食事を食べる共食体験の場である。

地域住民等による柔軟な取組を支援するため、基礎自治体としては、地域からの寄付に基づく運営費の助成や、個々の活動や地域 資源をネットワーク化する等の活動支援が挙げられる。

#### ○「とよなか夢基金」(大阪府 豊中市) → P.154

市民や地域の事業者等からの寄付を基金として積み立て、地域の子ども食堂に対して助成を行っている。

子ども食堂の運営には、食材費やスタッフの人件費等が必要であり、地域からの寄付をもとに助成を行うことで、活動の継続を後押しすることができる。

#### <食事に関する支援>

対象:乳幼児期・学齢期

○「豊中市子どもの居場所づくり地域福祉モデル事業」

(大阪府 豊中市) → P.140

地域の子ども食堂や学習支援の取組を市がネットワーク化することで、より効果的に取組を進めていくことをめざしている。また、小売商業団体連合会の協力を得て、子ども食堂やフードバンクへの食料提供を行える仕組み作りを検討している。

#### <つながり・自己肯定感の醸成>|対象:学齢期・青年期【高校生・社会人(~18歳)】

#### 対策の意義

貧困の状況は、子どもをパワーレスにしていく。大人に向き合ってもらえて自分が認められているという体験や、できたという自己効力感の積み重ねにより子どもの自己肯定感を育み、困難を乗り越える力を培っていことが重要となる。

## 関連する取組・事業

#### ■地域の居場所・体験の場づくり

保護者と一緒に過ごす時間が少ないひとり親家庭の小学5・6年 生を対象に、意欲や生活力の向上を目的として、生活体験事業等 を実施している。

- ○「高浜市学習等支援事業」(愛知県 高浜市) → P.144 高校生を対象とした学習支援とあわせて、高校生がひとり親世帯 の小学生の学習を教えることで、高校生の活躍の場を作り、支援 される側から支援する側へと転換を図り、自信や自己肯定感の醸 成を図っている。
- ○児童館の夜間開設 (調布市)

中高生の放課後の居場所として、主に水曜日の月2回程度、16時から20時まで、児童館ホールを飲食や音楽等ができるフリースペースとして開放している。

○「夜の児童館」(豊島子どもWAKUWAKUネットワーク)

→ P.156

学童保育終了後の18時以降の子どもの居場所を作り、大学生等の スタッフが一緒に宿題をしたり、遊んだり、手作りの夕食を一緒 に食べる等、家庭的な時間を提供している。

○プレーパーク

プレーパークは、「冒険遊び場」とも呼ばれ、地域の公園等において子どもたちが自由に野外体験が行える取組である。

豊島区では、NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワークに管理運営を委託し、平成16年からプレーパークの運営を開始している。プレーパークを運営する地域ボランティアや大学生ボランティアとの関わりを通して、子どもが地域の大人たちに認められ、また、貧困の状況を把握することにもつなげている。

#### <つながり・自己肯定感の醸成>対象:学齢期・青年期【高校生・社会人(~18歳)】

関連する 取組・事業 例 ■ロールモデルとの交流

○学習支援事業「たけのこルーム」(京都府 長岡京市)

→ P.142

大学生ボランティアによる学習支援を実施し、大学生が子どものロールモデルや目標となり、将来の自分の姿を具体的に描けるようになることをめざしている。

#### (3) 経済

経済分野では、次のような取組・事業例を挙げることができる。

経済分野の取組・事業例は、主に世帯・保護者を対象とし、「生活の基礎を支える」 局面における対策が多く挙げられる。

国や都の制度設計にも影響されるため、国や都と連携しながら実施していく必要がある分野である。

ライフステージ 具体的な取組・事業 世帯 <生活基盤に対する支援> 生活の基礎を支える 各種給付・助成制度 → P.192 住宅支援 保護者 <就労等に対する支援> 生活の基礎を支える ■保護者の就労支援 → P.193 ■ひとり親の就労支援 妊娠・ 出産期 乳幼児期 <教育費に対する 支援> 連鎖を断つ 学齢期 生活の基礎を支える 教育に関わる → P.195 各種給付・ 助成制度 青年期 <就労等に対する支援> 連鎖を断つ 【高校生・ 高卒者・高校中途退学者 社会人 → P.193 等への就労・就学支援 (~18歳)】 青年期 【大学生等】 連鎖を断つ 青年期 <就労等に対する支援> 【社会人(18歳~)】 高卒者・高校中途退学者等への就労・就学支援 → P.193

図表117 具体的な取組・事業例【経済】

凡例 <>:対策の方向性 : 方向性ごとの取組

#### <生活基盤に対する支援>

対象:世帯

#### 対策の意義

生活の基盤を支えるため、直接的に世帯の家計を支える経済的支援や、 公営住宅の整備・民間住宅のあっせんといった住まいの確保に対する支援を行っていく必要がある。

# 関連する取組・事業

#### ■各種給付・助成制度

- ○各種給付制度(児童手当・児童扶養手当・生活保護等)
- ○<u>各種医療費助成制度(乳幼児医療費助成制度・ひとり親家庭等医療</u> 費助成制度等)
- ○妊婦健診費用の助成制度
- ○各種貸付制度(生活福祉資金貸付等)

#### 住宅支援

○調布市住宅確保要配慮者相談窓口設置事業「調布市住まいぬくもり 相談室」(調布市)

金銭面や健康面等の理由で住まいの確保に困難を抱える人が、民間賃貸住宅に円滑に入居し、安定して生活できることを目的として、 平成27年12月に「調布市居住支援協議会」を設置した。

協議会ではモデル事業として、「住まいぬくもり相談室」を設置し、 自力で住まいを確保することが難しい子育て世代等に対して民間賃 貸住宅の情報提供や福祉サービス、行政支援等の案内までを、ワン ストップで行っている。

#### <就労等に対する支援>

対象:保護者・青年期【社会人】

#### 対策の意義 | 保護者

収入を安定させ、経済的困窮を解消するためには、保護者の就労、特 に正規雇用への就労に向けた支援が必要である。

また、貧困状況にある家庭では、保護者がダブルワークや夜間・早朝 勤務をしていることが多く、子どもと過ごす時間を十分に取れない場合 がある。そのことが、子どもの学習習慣の定着や食事等にも影響を与え るため、保護者の仕事と家庭の両立に向けた支援が求められる。

#### ▶ 青年期【社会人】

高校を中途退学する場合、進路未決定のまま中途退学してしまうケー スが多い。その結果、低学歴と進路未決定という不利な状況となり、非 正規雇用へとつながっていく。貧困の連鎖を防ぐためには、進路未決定 者等の就労に向けた支援が必要であり、またあわせて、高校中途退学か ら再出発できるよう就学に向けた支援が求められる。

### 関連する 取組・事業

#### ■保護者の就労支援

○「保育士奨学金返済支援事業」(足立区)

貸与型の奨学金を利用して保育士資格を取得した人が区内の私立保 育施設に就職した場合、奨学金返済に要した金額の一部を補助する。 就労支援とあわせて保育士不足の解消を図っている。

○「トワイライトステイ事業」(府中市)

市の子ども家庭支援センター「しらとり」で、送迎付きのトワイ ライトステイ事業を実施している。

通常のトワイライトステイでは、保護者による送迎を必須として いる自治体が多いが、府中市の事業は、学校や学童クラブまで迎 えに行き、保護者の仕事と生活の両立を推進している。

#### ■ひとり親の就労支援

○「高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」

高校を卒業していない(中途退学を含む)ひとり親家庭の保護者 等が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指して対象講座を受 講する場合、給付金を支給している。

○高等職業訓練促進給付金の支給期間の延長(足立区)

看護師等の国家資格の取得をめざして養成機関で就業するひとり 親に対して、給付金を支給している。足立区では、区独自の取組 として、支給期間を2年間延長し、通算最長4年間支給している。

#### <就労等に対する支援>

対象:保護者・青年期【社会人】

関連する 取組・事業 例 ○「母子・父子自立支援プログラム策定事業」(武蔵野市、小金井市等) 母子・父子自立支援プログラム策定員を配置し、個別に面接を行い、本人の生活状況や就業への意欲、資格取得への取組等の状況 を把握した上で、自立支援プログラムを策定し、支援を行っている。

#### ■高卒者・高校中途退学者等への就労・就学支援

○ 「青少年リスタートプレイス」(東京都)

都教育相談センターで、高校を中途退学した人等を対象に支援を 実施している。進路相談会では、具体的な進路情報の提供や個別 の進路相談を行っている。また、学校復帰や社会参加に向けて考 える場として、「つどい講演会」と「つどいグループミーティング」 を行っている。このほか、都立高校への就学に向けた支援も行っ ている。

#### <教育費に対する支援>

対象:乳幼児期・学齢期・青年期【高校生】

#### 対策の意義

経済状況に関わらず教育を保障するために、各種給付・助成により教育を関する負担を解消していく必要がある。

なお、給付・助成が確実に子どもに渡るようにするため、保護者ではなく学校に対して支払われる仕組みづくりや、給食費・部活動費の無償化等の取組が期待される。

#### 関連する 取組・事業 例

#### ■教育に関わる各種給付・助成制度

○ 「就学援助事業」(八王子市、武蔵野市等)

入学準備金(新入学時学用品費)に関して、支給時期を入学準備の ための資金が必要となる入学前に前倒して支給している。

○「町田市奨学資金」(町田市)

高等学校等に進学する人を対象に、修学上必要な資金を返還不要で 支給している。

○「受験生チャレンジ支援貸付事業」(東京都)

一定所得以下の世帯の中学3年生・高校3年生等に対して、学習塾 等の受講料や、高校・大学等の受験料の貸付を無利子で実施してい る。

○「おりひめ教育ローン」(大阪府 交野市)

市内の金融機関と連携し、高等学校や大学等への進学者がローンを申し込む場合、市が年率0.2%相当を補助している。

- ○「幼稚園就園奨励事業」
- ○5歳児幼児教育の無償化(大阪市)

幼児期は、社会性、知性や体力の基礎を培う時期であり、家庭の 経済状況にかかわらず、質の高い幼児教育を受けることが必要で あるため、平成28年度から5歳児にかかる幼児教育の無償化を 実施している。今後は段階的に、4歳児・3歳児での実施を目指 している。

#### 4-1-4. 子どもの貧困対策の具体的な取組・事業のまとめ

ここでは、各ライフステージの課題に対して、(1)教育、(2)健康・生活、(3) 経済の3つの分野の対策の方向性と具体的な取組・事業例について提示した。

#### (1)教育

教育分野の取組としては、就学前教育の充実や学力の向上と定着に向けた取組、小・中学校をプラットフォームとした支援、中高連携による高校中途退学予防の取組等が挙げられた。

基礎自治体は幼稚園・保育園や市町村立の小・中学校を所管しており、この年代の子どもへのアプローチがしやすい。

乳幼児期に関しては、対策の費用対効果が高いため、保育関係者等に支援方法に関する周知・啓発を行い、貧困対策を見据えた就学前教育の充実を図っていく必要がある。

学齢期に関しては、義務教育としてすべての子どもに接することができる小・中学校を、貧困の状況にある子どもを把握し、必要な支援につなげるための場としていくことが有効である。また、基礎学力の定着を着実に図るために、学校教育や放課後等の学習支援に取り組んでいくことも重要である。

青年期【高校生】に関しては、高校中途退学が貧困を招く大きな要因であることから、 高校と情報共有しながら、進路指導の充実等に取り組んでいくことが求められる。

#### (2) 健康・生活

健康・生活分野の取組としては、新生児訪問や歯科健診の際の早期把握・支援、食事に関する支援、子どもの自己肯定感の醸成に向けた取組等が挙げられた。

これらの取組は、主に、地域の力を活かすことができる取組である。子どもの生活圏の中で、地域の多様な大人たちが関わり、家庭内での経験の不足を補い、他者とのつながりを育んでいくことが、子どもの貧困対策として求められる。

多摩・島しょ地域には、地域活動・ボランティアやNPO、大学、事業者等、子どもの貧困対策を行っていく上での地域資源が多数存在する。基礎自治体は地域に最も身近な行政として、地域の力を引き出すために、子どもの支援に関わる地域人材の発掘や、取組間のつなぎ役等のコーディネート等を担い、【共助】による子どもへの支援を促していく必要がある。

#### (3)経済

経済分野の取組としては、生活の基盤を支えるための各種助成・給付制度や保護者・ 青年期への就労支援等が挙げられた。

これらの取組は、経済的困窮に対処する直接的な支援として効果的であり、国や東京都の制度設計によるところも大きいため、国や都と連携して取り組んでいく必要がある。

#### (4) 具体的な取組・事業のまとめ

子どもの貧困は多面的・複合的な課題であり、幅広い施策分野に渡る。子ども、教育、保育、健康、福祉、コミュニティ、都市整備等の庁内の関連部署ならびに庁外の関係者・関係機関と連携しながら、上記のような対策を総合的に進めていく必要がある。

また、取組の中には、各施策分野の既存の取組・事業が、子どもの貧困対策につながるものがある。例えば、新生児訪問の際に、保護者の生活の状況にまで目を配り、貧困の早期把握に努めること、また、貧困家庭の子どもの栄養の摂取や食事マナーの習得に配慮しながら学校給食を実施していくこと等が挙げられる。庁内の各部署で実施している取組・事業を子どもの貧困対策につなげるという視点も持ちながら、全庁的に連携して対策を検討・実施していく必要がある。

また、(1) ~ (3) の各分野の取組は、それぞれ「つなげる」、「生活の基礎を支える」、「連鎖を断つ」の3つの局面に分類できた。

3つの局面のうち、主に(3)経済分野の取組が該当する「生活の基礎を支える」取組については、国や東京都と連携しながら、生活保護や就学援助といった最低限の生活を支える仕組みを子どもに確実に届くよう充実させつつ、基礎自治体としては特に、(1)教育分野と(2)健康・生活分野の取組が該当する「つなげる」と「連鎖を断つ」段階から優先的に着手する必要がある。

保育園や小・中学校といった子どもたちの状況を把握できる場を所管し、住民に最も近い基礎自治体として、支援が必要な子どもや保護者を把握し、関係者の連携のもと、必要な支援へと「つなげる」取組が重要である。

また、子どもの貧困は、中長期的には将来の経済損失や社会的コストの増加等、社会全体に対する影響をもたらすものであり、困難な経済・就労状況が次世代に受け継がれることのないように、貧困の「連鎖を断つ」取組も重視される。

なお、本調査研究においては、上記のような対策を提示したが、例えば、児童養護施設、母子生活支援施設等、社会的養護の施設を利用している子どもたちや、特に経済的支援を多く必要とするような子どもたちに対する支援のあり方は、国や東京都等との連携・役割分担のもと、別途、検討・実施していく必要がある。

#### 4-2. 子どもの貧困対策に関する指標

#### 4-2-1. 比較・検討を行った指標

第1章では、子どもの貧困の状況を表す様々な指標について紹介した(P.17~19参照)。基礎自治体においても、貧困の動態を把握するとともに、対策の成果の検証や見直しを図るために、指標を設定することが有効である。

本調査研究では、基礎自治体の指標例を提示するにあたり、以下の4つの指標等の比較・検討を行った。

- 「子供の貧困対策に関する大綱」における指標
- 「足立区子どもの貧困対策実施計画」における指標
- 「子どもの貧困指標-研究者からの提案-」
- 多摩・島しょ地域の各市町村の把握状況(市町村アンケートの結果)

比較・検討を行った結果は、次ページの表のとおりである。

各指標の設定状況や市町村の把握状況等を考慮し、多摩・島しょ地域の市町村が基礎 自治体として設定することが考えられる指標例は、桃色で表示している。各指標につい ては、4-2-2 (P.201~202) で詳述する。

### 図表118 子どもの貧困対策に関する指標の比較・検討

凡例: 自治体調査において把握している割合が 8割以上: ◎、4~5割: ○、3割程度: △、3割未満:×

	8割以上: ◎、4~5割: ○、3割程度: △、3割未満: ×						
No.	指標	大綱	足立区	研究者から の提案	自治体調査	備考	
1	「足立区基礎学力定着に関する総合調査(学習定 着度調査)」の児童・生徒の通過率	-	•	<b>●</b> ※1	_		
2	「足立区基礎学力定着に関する総合調査(学習定 着度調査)」の就学援助(要保護、準要保護)受給 世帯の児童・生徒の通過率	-	•	● ※1	_		
3	「全国学力・学習状況調査」の児童・生徒の平均正答率	-	•	● ※1	_	自治体として把握していると考えられるため、自治体調査では聴取していない	
4	「全国学力・学習状況調査」の就学援助(要保護、 準要保護)受給世帯の児童・生徒の平均正答率	-	•	● ※1	_		
5	「足立区基礎学力定着に関する総合調査 (学習定 着度調査)」の正答率 80%(高得点層)の児童・生 徒、40%(低得点層)の児童・生徒の割合	_	•	• ※1	_		
6	「足立区基礎学力定着に関する総合調査(学習意識調査)」の「自分にはよいところがあると思う」の質問に肯定的に回答した児童・生徒の割合	-	•	_	_		
7	公立中学校の高校進学率及び進路内訳(全日制、 定時制、通信制、その他の進学率)	_	•	_	_	自治体として把握しているため、自治 体調査では聴取していない	
8	経済的理由により卒業後進学しなかった公立中 学校の生徒数(率)	_	_	_	Δ		
9	市区町村内都立高校の中途退学者数(率)(全日制、定時制)	_	•	_	×		
10	市区町村内都立高校の卒業時の進路未決定者数 (率)	_	•	_	×		
11	生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	•	•	_	©		
12	生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	•	•	<b>*</b> 2	0		
13	生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	•	_	_	_		
14	生活保護世帯に属する子供の就職率	•	_	_	_		
15	生活保護世帯の子どもの高校卒業時の進路未決定者数(率)	_	•	_	0		
16	生活保護受給世帯の学歴別世帯数	ı	_	_	Δ		
17	児童養護施設の子供の進学率及び就職率	•	_	_	_		
18	ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園)	•	_	_	_		
19	ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率	•	_	_	_		
20	小学校・中学校の不登校者数	-	•	•	0	自治体調査では、経済的理由のみに 限定	
21	スクールソーシャルワーカーの配置人数及びス クールカウンセラーの配置率	•	_	_	_		
22	就学援助制度に関する周知状況	•	_	_	_		
23	就学援助率	_	•	_	_	自治体として把握していると考えられるため、自治体調査では聴取していない	
24	日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす 希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割 合(無利子・有利子)	•	_	_	_		
25	ひとり親家庭の親の就業率	•	*3				
26	児童扶養手当を受給しているひとり親の就業率及 び正規雇用率	_	•	-	0		

凡例:自治体調査において把握している割合が 8割以上:◎、4~5割:○、3割程度:△、3割未満:×

No.	指標	大綱	足立区	研究者から	自治体調査	備考
140.	1日1水	<b>∠</b> √1949	X-22E	の提案	口刀件咧直	ت. <del>ب</del> بارا
27	子供の貧困率	• ※4	-	● ※5	_	
28	子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率	•	_	_	_	
29	早期(満 37 週未満)に生まれた子どもの割合	1	•	•	_	自治体として把握していると考えられるため、自治体調査では聴取していない
30	乳児健診のアンケートで「子育てを負担に感じたり イライラしたりする」と回答した人の割合	_	•	_	_	
31	養育困難世帯の発生率	_	•	_	_	
32	養育困難世帯の解決率	_	•	_	_	
33	歯科健診でむし歯ありの判定を受けた子どもの割合	1	•	•	_	自治体として把握していると考えられるため、自治体調査では聴取していない
34	歯科健診で未処置のむし歯がある子どもの割合	_	•	_	_	自治体として把握していると考えられるため、自治体調査では聴取していない
35	子どもの朝ごはん摂取率	_	•	•	Δ	
36	就学援助(要保護、準要保護) 受給世帯の児童・ 生徒の朝ごはん摂取率	_	•	_	_	
37	子どもの朝食以外の食事の欠食状況	_	_	_	×	
	子どもの孤食の頻度	_	_	_	×	
39	物質的剥奪率	_	_	•	_	
40	学校外学習時間が1時間未満の児童生徒の割合	_	_	•	_	

※1:「低学力層」に分類される児童・生徒の割合

※2:「高校非卒業率」(生活保護世帯に限定しない)

※3:ひとり親に対する就業支援事業による就業率及び正規雇用率

※4:17歳以下の子ども全体に占める、貧困線(等価可処分所得の

中央値の半分の額) に満たない17歳以下の子どもの割合

※5:子どもの相対的貧困率、固定貧困率

<sup>82</sup> 世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得を指す。

#### 4-2-2. 基礎自治体として設定することが考えられる指標例

前ページのように各指標等を比較・検討し、多摩・島しょ地域の市町村が基礎自治体として設定することが考えられる指標例を、下表のとおり選定した。

なお、各指標の動向は、貧困のみが要因となるわけではない場合もあるため、各指標 を単独で把握するのではなく、複数の指標を設定し総合的に把握することが有効である。

図表119 基礎自治体として設定することが考えられる指標例

** \text{\tin}\text{\ticl{\text{\texi}\tittith}\titttt{\text{\text{\text{\titt}\tittt{\text{\text{\text{\texi}\tittt{\text{\texi}\titttt{\tititt{\text{\text{\text{\text{\texi}\tint{\text{\texit{\texi}\tit		設定 9 ることか 与 たりれる 指 保 例
分類	指標	指標設定の根拠
教育	全国学力・学習状況調査の児童・生徒の平均正答率	<ul> <li>家庭の社会経済的背景と子どもの学力の間には強い相関があると言われている</li> <li>児童・生徒の学力の動向を把握することで、教育分野の支援検討につながる</li> <li>基礎自治体が把握している</li> </ul>
教育	生活保護世帯の生徒の高 等学校等進学率 ※大綱記載	<ul> <li>中卒の場合、正規雇用につけず、将来的に貧困に陥る可能性が高い</li> <li>多摩・島しょ地域の自治体の8割が把握している</li> </ul>
教育	生活保護世帯における自 治体域内の都立高校の中 途退学者数(率) ※大綱記載	<ul><li>高校を中途退学することで、最終学歴が中卒となり、正規雇用につけず、将来的に貧困に陥る可能性が高い</li><li>多摩・島しょ地域の自治体の半数程度が把握している</li></ul>
教育	生活保護世帯における自 治体域内の都立高校の卒 業時の進路未決定者数 (率)	<ul><li>高校卒業後の進路が決まっていない場合、正規雇用につけず、将来的に貧困に陥る可能性が高い</li><li>多摩・島しょ地域の自治体の半数程度が把握している</li></ul>
教育	経済的理由により不登校 になっている公立小・中学 校の児童・生徒数(率)	<ul><li>家庭の経済的な困窮状態が、不登校の要因となるケースが考えられる</li><li>多摩・島しょ地域の自治体の半数程度が把握している</li></ul>

<sup>83 「</sup>平成 25 年度全国学力・学習状況調査 (きめ細かい調査) の結果を活用した学力に影響を与える 要因に関する調査研究 | (平成 26 年 3 月 28 日、国立大学法人お茶の水女子大学)

<sup>84 「</sup>子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査」(平成 24 年 3 月、独立行政法人 労働政策研究・研修機構)

分類	指標	指標設定の根拠
健康・生活	早期(満37週未満)に生	● 経済的困窮の状態にある妊婦は、糖尿病
	まれた子どもの割合	等を患っている割合が高く、そのことが
		早産に影響すると言われている。
		● 基礎自治体が把握している
健康・生活	歯科健診で「むし歯あり」	● 貧困家庭では、家計の状況や保護者が通
	の判定を受けた子どもの	院させる余裕がないこと等から、むし歯
	割合	が放置されるケースが多い
		● むし歯は、貧困の連鎖の象徴的事象であ
		るという指摘がある
		● 基礎自治体が把握している
健康・生活	子どもの朝食の欠食状況	● 貧困家庭では、子どもの朝食の欠食の割
		合が高 <sup>87</sup>
		● 多摩・島しょ地域の自治体の3割程度が
		把握している
経済	ひとり親世帯に対する就	● 貧困家庭の中でも、特に、ひとり親世帯
	業支援事業による正規雇	の貧困率が高い
	用率	● ひとり親世帯の貧困率の改善のために
		は、保護者が安定的に就業し、経済力を
		つける必要がある
		● また、正規雇用として就労環境が整うこ
		とで、保護者が子どもと過ごす時間を確
		保できる
		● 多摩・島しょ地域の自治体の半数程度が
		把握している

- 85 「貧困、胎児に深刻な影響 妊婦の疾病、割合高く 5病院調査」、『西日本新聞』、平成 28 年9月 14 日、 朝刊 (平成 29 年 1 月 27 日アクセス)
  - http://www.nishinippon.co.jp/feature/tomorrow\_to\_children/article/274501
- 86 「「口腔崩壊」虫歯 10 本以上の子、半数超の 57 校貧困が影響 35 校」、『沖縄タイムス』、平成 28 年 10 月 10 日
- 87 厚生労働省 乳幼児栄養調査企画・評価研究会 第1回研究会「子どもにおける健康・食生活の貧困」 (平成 29 年1月5日アクセス)
  - http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000055498.pdf

#### 参考:ユニセフによる子どもの幸福度に関する指標

ユニセフでは、「先進国の子どもの幸福度に関する報告書」を刊行しており、物質的豊かさ、健康と安全、教育、日常生活上のリスク、住居と環境という5つの分野で子どもの幸福度の評価を行っている。

子どもの幸福度を構成する指標としては、以下のとおり。

図表120 子どもの幸福度を構成する指標

分野	構成要素	指標
物質的豊かさ	金銭的剥奪	子どもの相対的貧困率
		子どもの貧困ギャップ
	物質的剥奪	子どもの剥奪率
健康と安全	出生時の健康	乳児死亡率
		低出生体重児出生率
	予防医療	予防接種率
	子どもの健康	子どもと若者の死亡率
教育	就学	就学前教育就学率
		高等教育就学率
		ニート率
	学習到達度	PISAテストの平均点
日常生活上の	健康行動	肥満児の割合
リスク		毎日朝食をとる割合
	リスク行動	10 代の出生率
		飲酒する割合
	暴力	いじめを受けたことのある子どもの割合
住居と環境	住居	1人あたりの部屋数
		住居に関する問題
	環境面の安全	殺人発生率
		大気汚染

<sup>88</sup> ユニセフ イノチェンティ研究所 阿部彩・竹沢純子 (2013)「イノチェンティレポートカード 11 先進国における子どもの幸福度-日本との比較 特別編集版」(公益財団法人 日本ユニセフ協会 (東京))